



転入・転出手続きはお早めに

■問合せ…市民課 (☎025-526-5111、内線1744、1130)

※ガス水道に関すること…ガス水道局料金センター (☎025-522-7030)

3月から4月は、引っ越しなどの手続きで窓口が大変混み合います。手続きは、待ち時間を除き平均30分程度かかりますので、余裕をもってお越しください。

※住所の異動のある人は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きが必要です。進学や就職などで引っ越しをされる人は、忘れずに住所の届け出をしてください。

●受付時間

月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分。ただし、3月28日㊤と4月4日㊤は、市役所木田庁舎、各総合事務所などの窓口を開設します（詳しくは5ページ）。

●手続き場所

市民課、各総合事務所、南・北出張所

●転出時の届け出とその後の手続き

転出時は、住民異動届が必要です。届け出により転出証明書を発行しますので、転出先の市区町村へ提出し、転入手続きをしてください。

●手続きの時期

転出の場合は、異動予定日のおおむね2週間前から異動予定日までに手続きをしてください。

転入・転居の場合は、新しい住所地に住んでから2週間以内に手続きをしてください（新しい住所地に住む前の手続きはできません）。

●届け出時に必要なもの

マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど本人確認ができるものがが必要です。マイナンバーカード、住民基本台帳カードを所持している人は必ず持参してください。

●住民異動届のほかに必要な届け出など

転入・転出などの他に手続きが必要な場合があります。該当する制度やサービスなどを利用している人は手続きをしてください（詳しくは5ページ）。

●ガス水道の使用開始・中止の申し込み

引っ越しの日が決まり次第、早めに申し込んでください。事前申込した場合は、日曜日や祝日も作業を行います。ガス水道局料金センターに問い合わせるか、ガス水道局ホームページの「お申し込みフォーム」から申し込んでください。

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、窓口に行かずにできる手続きなどを活用ください

- ✔ 転出届は郵送で手続きできます
- ✔ 戸籍の謄本・抄本、住民票の写しなどの証明書は郵送請求ができます
- ✔ マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を取得できます



詳しくはこちら



マイナンバーカードの申請はお済みですか？

■問合せ…市民課 (☎025-526-5111、内線1122、1745)



申請方法など
詳しくはこちら

●マイナンバーカードQRコード付き交付申請書の送付

マイナンバーカードを取得していない人を対象に、地方公共団体情報システム機構から、令和3年1月から3月にかけて順次、カードの申請に必要なQRコード付き交付申請書が送付されます。交付申請書を使い、郵送やスマートフォンなどにより、ご自宅から申請することができます。

●マイナンバーカードの土日窓口を開設

市民課と各総合事務所では、マイナンバーカードの申請手続きや受け取りの窓口を土・日曜日にも開設しています（各総合事務所は事前予約が必要です）。

▶ 3月と4月の開設日時… 3月13日㊤、28日㊤、4月4日㊤、24日㊤の午前9時～午後5時

※土日窓口は、通常は毎月第2土曜日と第4日曜日の開設ですが、今回は変更となります。